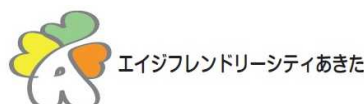


第10次秋田市高齢者プラン (第8期秋田市介護保険事業計画)

概要版



秋田市高齢者プランは、介護保険サービスを含めた本市の高齢者福祉施策全般に関する実施計画として策定するものであり、本市を取り巻く状況の変化や高齢者の実情に応じ、3年ごとに改訂を行っています。

このたび策定した第10次秋田市高齢者プラン（第8期秋田市介護保険事業計画）は、現行の第9次プランの基本的な考え方などを引き継ぎつつ、複雑かつ多様化するニーズや新たな課題などに対応できるように見直しを行ったものです。

令和3年3月

編集・発行 ©秋田市
長寿福祉課・介護保険課

1 策定目的

全国的に人口減少と少子高齢化が進み、4年後の2025年（令和7年）には、団塊世代の全てが75歳以上となるほか、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自分らしく自立した日常生活を営み続けていくためには、社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、要介護状態の軽減と重度化防止、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」を構築・推進していくことが重要であると考えられます。

第10次秋田市高齢者プランは、こうしたことを踏まえ、本市における保健・福祉サービスや介護サービスの提供量と提供体制を確保し、必要とされる各種の施策・事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的として策定したものです。

2 計画期間

高齢者福祉に関する法定計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画の2つがあり、本市高齢者プランはこれらの計画を一体的に策定しています。法令により介護保険事業計画が3年を1期としているため、第10次秋田市高齢者プランの計画期間は、令和3年度から5年度までの3年間となります。

| 年度 | H27 2015 | H28 2016 | H29 2017 | H30 2018 | H31/R元 2019 | R2 2020 | R3 2021 | R4 2022 | R5 2023 |
|------|----------------------------|-------------|-------------|----------------------------|----------------|------------|-----------------------------|------------|------------|
| 計画期間 | 第8次高齢者プラン (第6期介護保険事業計画) | | | 第9次高齢者プラン (第7期介護保険事業計画) | | | 第10次高齢者プラン (第8期介護保険事業計画) | | |

3 基本理念

『自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会』

高齢者一人ひとりがいきいきと暮らし心の豊かさを実感するためには、高齢者が支えられる側にあるだけでなく、自身が持つ意欲や能力を発揮し、社会の支え手としての役割を担う大切な人材として活躍できる社会の実現が求められます。

もちろん、支援を必要とする人への手当てはしっかりと行わなければならないことは言うまでもありませんが、仮に、支えが必要になっても、その人らしく可能な限り自立した生活を営み続けられるまちづくりに取り組むことはとても重要です。

4 基本目標と重点施策

基本理念のもとに本市が目指す方向性を示すものとして、次の12の基本目標を設定するとともに、各目標を達成するための重点施策に取り組みます。

▽ 基本目標1 エイジフレンドリーシティの実現

エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現を目指し、地域社会全体で目標と理念を共有しながら、行政、市民、民間の協働による地域課題の解決を図るとともに、高齢者が持つ豊かな経験や知識、意欲を活かすことにより、地域社会や経済の発展につなげる「秋田モデル」を推進します。

- 【重点施策】 (1) エイジフレンドリーシティの普及・啓発
(2) エイジフレンドリーシティの推進

▽ 基本目標2 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を営み続けていくことができるよう、さまざまな面からのサービスを切れ目なく包括的に提供できる体制を構築し、本市の実情に応じた地域包括ケアを推進します。

- 【重点施策】 (1) 地域包括支援センターの機能強化
(2) 地域包括ケアの推進

▽ 基本目標3 在宅医療・介護連携の推進

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、地域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を計画的かつ効果的に推進します。

- 【重点施策】 (1) 切れ目のない在宅医療と介護の提供
(2) 在宅医療・介護連携に関する普及・啓発

▽ 基本目標4 認知症施策の推進

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人を地域で支えるための仕組みづくりや、予防を含めた認知症への「備え」となる取組を推進します。

- 【重点施策】 (1) 認知症高齢者への支援
(2) 認知症予防の取組

▽ 基本目標5 権利擁護の推進

高齢者が安心して生活を行うことができるよう、成年後見制度の利用や虐待・消費者被害の防止など、権利擁護のための取組を推進します。

- 【重点施策】 (1) 高齢者の権利擁護
(2) 成年後見制度の利用促進

▽ 基本目標6 介護予防・健康づくり施策の充実

自身が持つ意欲や能力を生かし、地域活動への参加や地域における支え手としての役割を担い活躍できるように、高齢者の介護予防・健康づくりに取り組みます。また、医療専門職を含む多様な主体による介護予防サービスの提供体制の充実を図ります。

- 【重点施策】
- (1) 多様な主体による介護予防サービスの提供
 - (2) 介護予防・健康づくりに関する普及・啓発
 - (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

▽ 基本目標7 生活支援サービスの充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などの増加に伴い、日常生活上の支援の必要性が増加していることから、多様な主体による生活支援サービスの充実を図ります。

- 【重点施策】
- (1) 生活支援サービスの提供
 - (2) 介護する家族への支援

▽ 基本目標8 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者の社会参加が、広い意味での介護予防につながるという観点から、高齢者の外出支援やつどいの場の整備、就労機会の確保など、生きがいづくりの促進を図ります。

- 【重点施策】
- (1) 生きがいづくりと社会参加への支援
 - (2) 高齢者福祉の啓発

▽ 基本目標9 介護保険サービスの質と量の確保

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を営むことができるよう、介護サービスの提供体制を整備します。

- 【重点施策】
- (1) 介護サービスの質の向上
 - (2) 介護サービス基盤の整備
 - (3) 介護人材の確保

▽ 基本目標10 介護給付等に要する費用の適正化

介護サービスを必要とするかたを適切に認定するとともに、真に必要とする過不足のないサービスが適切に提供されているかの点検を行うなどし、介護保険制度の信頼感と持続可能性を高めます。

- 【重点施策】
- (1) 介護給付の適正化
 - (2) 要介護認定の適正化

▽ 基本目標11 災害に対する取組

近年の災害発生状況を踏まえた、介護事業所等における平時からの備えや発生時の取組について整備します。

▽ 基本目標12 感染症に対する取組

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた、介護事業所等における平時からの備えや発生時の取組について整備します。